

低所得世帯に対する水道料金・下水道 使用料軽減申請のお知らせ

左表に掲げる適用要件に該当する低所得世帯で、町長に申請があったものを対象とし、基本料金の2分の1の額について軽減します。

【決定方法】

申請書を受理後、内容を審査のうえ、承認・不承認通知書により本人に通知します。

【軽減開始時期】

軽減の申請があった日の属する月の翌月納付分から軽減されます。

【受付開始】

7月9日(月)

【手続き(申請)方法】

次のものを持参し、各申請場所にて手続きを行ってください。

さし。

・印鑑・年金支払通知書
・給与証明書

・預貯金通帳(前年の1月から現在までの収入状況および履歴が分かるものすべて)
・障がい理由とする申請の場合には障害者手帳

【申請場所】

・環境水道課業務係
・熊石総合支所地域振興課
・落部支所

【問い合わせ先】

環境水道課業務係
☎0137-63-2020

適用要件

下記(ア)または(イ)に該当する世帯であり、①~④の条件を満たす方が対象です。

(ア) 満65歳以上の高齢者世帯、母子および父子世帯など
(イ) 世帯主が重度身体・心身・精神障がい者である世帯

- ①水道料金・下水道使用料に滞納がない。
- ②八雲町特定滞納者に対する行政サービスの制限を受けていない。
- ③当該年度の町民税について世帯員すべてが非課税である。
- ④世帯の収入額が限度額以内である。

【世帯状況により、前年の収入に対し限度額が適用されます】

世帯状況による収入限度額例(参考)

- ・65歳単身世帯 収入限度額 85万円
- ・65歳夫婦世帯 // 127万円

【注意】

※収入には、税法上非課税となっている障害年金などの収入や、収入限度額の1.2倍を超える預貯金、仕送りなども収入に含め計算されます。

※適用例以外については、お問い合わせください。

町長との懇談会 OK

町長と話したい、町長の考えを聞いてみたいと思っている町民の方との懇談会を開催しています。

◆人数 5名以上(団体、個人は問いません)

◆懇談時間 概ね1時間程度

◎希望の開催日時と会場を事前にお知らせください(こちらから伺います)。随時受け付けしています。

※日程は町長の公務日程と調整させていただきます。

◆申込先

企画振興課協働推進係 ☎0137-62-2300

地域振興課まちづくり推進係 ☎01398-2-3111

所得税および復興特別所得税予定納税 (第1期分)の納税をお忘れなく

【予定納税とは】

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めることとなります。予定納税額は、確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

【納税する額】

予定納税が必要な方には、6月中旬に税務署から「平成30年分所得税および復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されています。この通知書に記載された第1期の金額が納税する額です。

【予定納税の減額申請】

廃業、休業または業況不振などの理由により、平成30年6月30日(土)の現況による平成30年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる

場合などは、予定納税の減額申請をすることができます。

第1期分の予定納税の減額申請をする場合は、平成30年7月17日(火)までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

なお、税務署では、その申請について承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面でお知らせします。「予定納税額の減額申請書」は、国税庁ホームページに掲載しているほか、税務署窓口にも用意しています。

【納期】

7月1日(日)〜31日(火)

【問い合わせ先】

八雲税務署

☎0137-63-2148

